



はせがわ

つながります。心と、いのちと、人。

第 59 期定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2025年 6 月 25 日（水曜日）

開会 ▶ 午前 10 時 受付開始 ▶ 午前 9 時

会 場

福岡市博多区下川端町 3 番 2 号

ホテルオークラ福岡 4 階 平安の間

議 案

第 1 号議案 取締役 6 名選任の件

第 2 号議案 補欠監査役 2 名選任の件

お土産のご用意について

株主総会当日は株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様お一人様に対し 1 個とさせていただきますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

創業の精神

一、よろこびのあきない

一、感謝報恩

一、信用本位



MISSION はせがわの使命

「心の平和と生きる力」を自らと人々が実現することを私たちの使命とします。

その実現のために必要なサービスや商品を構想し、提供しつづけ、さらに「新たな心の産業」を創り出します。

VISION 会社のめざす姿

衆知を集め、時代や価値観の変容に沿った、柔軟な企業活動を行ないます。

親しまれ、必要とされ、大切にされる
オンリーワン企業をめざします。

事業の主体である社員の自己実現と、
その家族の幸福（しあわせ）を追求しつづけます。

PRIDE 社員の姿勢

なぜか なぜか どうするか

もっとお客さまの立場に立つ
もっと良い方法はないか知恵をしばる
もっと深く読み、先を見とおす
もっと成長し、もっと仕事を楽しむ

ごあいさつ

**“はせがわグループは、お客さまのピースフルライフを実現する
ベストパートナーを目指します”**

株主の皆様におかれましては、日頃からひとかたならぬご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年はコロナ禍が落ち着きつつあるものの物価高が進行し日用品や食料品の価格が軒並み上昇するなど、精神面に加え経済面においても不安が多い一年となりました。そのような状況の中であっても、「大切な方のためにできる限りのことをして差しあげたい」というお客様の尊いお気持ちに寄り添った結果、たくさんのお客様に当社をご利用いただきました。「お客様に心の安らぎをお届けし、心豊かな生活（ピースフルライフ）に貢献する」という志を持ち、持続可能な価値を提供することを目指してまいります。

当社は株式会社現代仏壇を2024年10月1日付で株式取得により完全子会社化いたしました。株式会社現代仏壇は卓越した商品開発力や高品質な商品ブランド、全国のお仏壇店とのネットワークなど多くの強みを持つ企業でございます。はせがわグループ全体として双方の強みを活かし、お客様の価値観やニーズに合わせて、最適な商品・サービスを提案・提供してまいります。

また、当社は本年をスタート期として新たな中期経営計画を策定いたしました。前中期経営計画のテーマである“売り切り型からの脱却”と“手を合わせる機会の創造”を継続し、進化させてまいります。飲食・ギフト事業やピースフルライフサポート事業はおかげさまで多くのお客様にご愛顧いただき、着実に大きな成果につながっており、お仏壇・墓石事業に次ぐ新たな柱としてさらなる成長を実現してまいります。これまで以上により多くのお客様のピースフルライフを実現するベストパートナーとなるべくお客様に寄り添いお役に立つことで、はせがわグループの価値をさらに高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

新貝三郎

株主の皆様へ

証券コード8230
2025年6月3日

福岡市博多区上川端町12番192号

株式会社はせがわ

代表取締役社長 新貝 三四郎

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://corp.hasegawa.jp/ir/>
(上記のウェブサイトへアクセスいただき、「株主総会」
「第59期定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に **はせがわ** または
「コード」に当社証券コード **8230** を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を
順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁以降に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時より）
2. 場所	福岡市博多区下川端町3番2号 ホテルオークラ福岡 4階 平安の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1.第59期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第59期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 補欠監査役2名選任の件
4. 招集にあたっての 決定事項 (議決権行使に についてのご案内)	(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。 (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。 (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
5. その他 本招集ご通知に関 する事項	本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしています。ただし、次に掲げる事項は、法令及び定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。 ① 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要 ② 連結株主資本等変動計算書 ③ 連結注記表 ④ 株主資本等変動計算書 ⑤ 個別注記表 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビズにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3頁に記載しているインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



2025年6月24日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >>> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >>> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

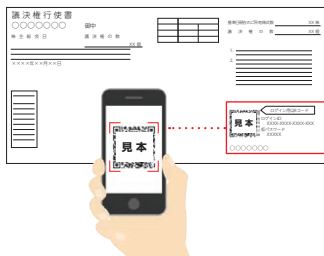
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

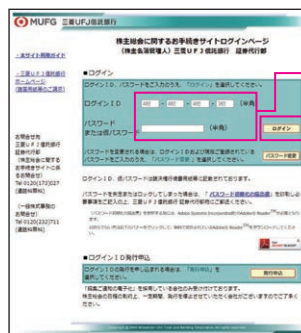
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

第 1 号議案 取締役 6 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5 名）が任期満了となります。
つきましては、経営体制の強化を図るため取締役 1 名を増員し、取締役 6 名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	しん がい さん し ろう 新 貝 三四郎	代表取締役社長 再 任	100% (15回/15回)
2	なか たに やす ふみ 中 谷 泰 文	専務取締役 執行役員 経営企画グループ長 再 任	100% (15回/15回)
3	えの もと てつ じ 榎 本 哲 治	常務取締役 執行役員 商品・聖石グループ長 再 任	100% (15回/15回)
4	た むら がく じ 田 村 岳 二	執行役員 営業グループ長 新 任	—
5	さ き まさ やす 茶 木 正 安	社外取締役 再 任 社 外 独 立	100% (15回/15回)
6	のき な あきら 軒 名 彰	社外取締役 再 任 社 外 独 立	100% (15回/15回)
新 任	新任取締役候補者		
再 任	再任取締役候補者		
社 外	社外取締役候補者		
独 立	東京証券取引所の定めに基づく独立役員		

候補者
番号

1

しん がい さん し ろう
新貝 三四郎

(1963年8月19日生)

再任



所有する当社株式の数

20,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2013年 6月	同執行役員 マーケティンググループ 東京営業部長
1998年 1月	同東海事業部長	2014年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 墓苑開発部長
2002年 4月	同東京企画総務部長	2017年 4月	同執行役員 マーケティンググループ 提携推進部長
2005年 11月	同物流管理部長	2020年 6月	同取締役 上席執行役員 営業グループ長
2009年 4月	同理事 葬祭事業グループ 開発部長	2021年 1月	同代表取締役社長(現任)
2010年 4月	同理事 営業グループ マーケティング部長	2024年 10月	株式会社現代仏壇 取締役会長 (現任)
2011年 4月	同理事 マーケティンググループ 東京営業部長		

■ 重要な兼職の状況

株式会社現代仏壇 取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

新貝三四郎氏は、当社で営業部門、寺社聖石部門等の幅広い業務を経験しており、特に営業部門において長く、豊富な経験を有しております。また、代表取締役社長として経営計画の推進のためにリーダーシップを発揮していることから今後の当社における企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

なか たに やす ふみ
中谷 泰文

(1959年11月16日生)

再任



所有する当社株式の数

4,800株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	株式会社富士銀行 (現・株式会社みずほ銀行) 入行	2021年 1月	同常務取締役 上席執行役員 商品グループ長 兼 営業企画グループ長
2012年 11月	当社入社	2021年 6月	同常務取締役 執行役員 商品グループ長 兼 営業企画グループ長
2014年 6月	執行役員 寺社聖石グループ副グループ長	2022年 4月	同専務取締役 執行役員 営業企画グループ長 兼 CRMプロジェクト担当
2016年 4月	同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長	2023年 4月	同専務取締役 執行役員 営業企画グループ長 兼 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当
2017年 4月	同取締役 執行役員 営業支援グループ長	2024年 4月	同専務取締役 執行役員 営業支援グループ長
2019年 6月	同常務取締役 上席執行役員 営業支援グループ長	2025年 4月	同専務取締役 執行役員 経営企画グループ長 (現任)
2020年 6月	同常務取締役 上席執行役員 商品グループ長 兼 店舗開発部担当		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

中谷泰文氏は、金融面で豊富な経験・実績を有しており、当社では寺社聖石部門、営業部門、商品部門及び経営管理部門等、幅広い業務を経験しております。その幅広い経験を活かして経営戦略の遂行のために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

えの もと てつ じ
榎本 哲治

(1961年9月26日生)

再任



所有する当社株式の数

7,457株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2019年 6月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当
2002年 4月	同東京聖石開発部長	2020年 4月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長
2004年 4月	同聖石開発部長	2022年 4月	同取締役 執行役員 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長
2007年 6月	同執行役員 聖石本部副本部長 兼 聖石開発部長 兼 聖石設計部長	2023年 4月	同常務取締役 執行役員 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長
2012年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 聖石部長	2025年 4月	同常務取締役 執行役員 商品・聖石グループ長（現任）
2014年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長 兼 聖石部長		
2016年 4月	同執行役員 寺社聖石グループ長 兼 聖石部長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

榎本哲治氏は、当社で長く営業部門、特に寺社聖石部門に携わり豊富な経験・実績を有しております。その豊富な経験を活かして当社の商品部門及び聖石部門の責任者としてお客様の多様化するニーズに対応できる適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

た むら がく じ
田村 岳二

(1969年8月31日生)

新任



所有する当社株式の数

4,800株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月	当社入社	2018年 7月	同執行役員 東京営業部長
2001年 4月	同東京第3営業部長	2022年 4月	同執行役員 聖石部長
2011年 4月	同聖石営業部長	2024年 4月	同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 聖石部長
2014年 7月	同理事 マーケティンググループ付部長	2025年 4月	同執行役員 営業グループ長（現任）
2015年10月	同理事 提携推進部長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

田村岳二氏は、当社で営業部門、聖石部門等に携わり豊富な経験・実績を有しております。その豊富な経験を活かして当社の営業部門の責任者として当社の業績の向上に寄与できる適切な人材であると判断したため、今回新たに取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

さ き まさ やす
茶木 正安

(1946年7月17日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

—

略歴、当社における地位及び担当

1969年 4月	株式会社日本不動産銀行 (現・株式会社あおぞら銀行) 入行	2012年 6月	当社社外取締役 (現任)
1992年 6月	同取締役 東京支店長	2014年 6月	株式会社ファルコン・コンサルティング 上席顧問 (現任)
1996年 6月	同常務取締役	2015年 6月	株式会社メッセージ (現・SOMPOケア株式会社) 社外取締役
1998年 6月	同専務取締役	2018年 4月	株式会社CBホールディングス社外取締役 (監査等委員)
2000年 11月	三洋信販株式会社専務執行役員	2018年 6月	東都水産株式会社社外取締役
2003年 7月	フィッチ・レーティングス・ジャパンCEO		
2006年 6月	株式会社福岡リアルティ代表取締役社長		
2006年 7月	福岡リート投資法人執行役員		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

茶木正安氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営者としての豊富な経験と金融面での高い見識を有しており、また国内外のファイナンスにも精通していることから、引き続き当該知見を活かして特に経営戦略の策定や金融面について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者
番号

6

のき な あきら
軒名 彰

(1958年1月20日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

■ 略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	日興証券株式会社 (現・SMBC日興証券株式会社) 入社	2016年 4月	日興システムソリューションズ株式会社 代表取締役会長
2005年 2月	日興コーディアル証券株式会社 (現・SMBC日興証券株式会社)	2017年 6月	日本郵便株式会社社外取締役 (現任) (2025年6月26日退任予定)
	取締役ダイレクトマーケティング担当	2018年 6月	上光証券株式会社 (現・北洋証券株式会社) 代表取締役副社長
2009年10月	同常務執行役員 東日本・首都圏東本部長	2018年 7月	ビジネスコーチ株式会社社外取締役 (現任)
2011年 4月	SMBC日興証券株式会社 常務執行役員 西日本・近畿法人統括	2019年 1月	株式会社オハラ社外取締役 (現任)
2014年 3月	同専務取締役 営業統括 兼 総合法人本部長	2019年 6月	北洋証券株式会社代表取締役会長 (現任)
		2022年 6月	当社社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

北洋証券株式会社 代表取締役会長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

軒名彰氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は証券業務の豊かな知識と高い見識を有しており、また企業経営者として豊富な経験を有していることから、引き続き当該知見を活かして特に資本政策や経営戦略について専門的な観点から、当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2025年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、茶木正安氏及び軒名彰氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、茶木正安氏及び軒名彰氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての職務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております（ただし、被保険者の犯罪等に起因する損害賠償請求の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 茶木正安氏及び軒名彰氏は、社外取締役候補者であります。
6. 茶木正安氏及び軒名彰氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって茶木正安氏が13年、軒名彰氏が3年となります。
7. 当社は、茶木正安氏及び軒名彰氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、茶木正安氏及び軒名彰氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 株主総会後の当社の取締役会のスキル・マトリックス

本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりご承認いただいた場合、取締役及び監査役の構成並びに各人の主な専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	役位	独立役員	性別	企業経営	経営戦略	業界知見	経営管理/ 組織・人事	財務/ 会計	法務/ リスク マネジメント	内部統制/ ガバナンス	サステナビリティ	DX/ICT
新 貝 三四郎	代表取締役		男性	●	●	●	●			●	●	
中 谷 泰 文	専務取締役		男性	●	●	●	●	●	●	●	●	●
榎 本 哲 治	常務取締役		男性	●	●	●						
田 村 岳 二	取締役		男性		●	●						
茶 木 正 安	取締役	●	男性	●	●		●	●	●	●		
軒 名 彰	取締役	●	男性	●	●		●	●	●	●		●
和 田 吉 弘	常勤監査役		男性			●		●		●		
中 村 里 佳	監査役	●	女性	●	●			●		●		
西 岡 環	監査役	●	女性						●	●		

(注) 上記の一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、予め補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者杉本保範氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、候補者橋本和子氏は社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

すぎもと

やすのり

杉本 保範

(1965年8月18日生)

■ 略歴、当社における地位

1988年 4月	大林道路株式会社入社	2014年 5月	同営業支援グループ 経営管理部 総務チームリーダー
1991年 3月	オリエント時計株式会社入社	2016年 4月	同営業支援グループ 総務部長
1991年 9月	当社入社 経理部 スタッフ	2021年 6月	株式会社はせがわ美術工芸 取締役（現任）
2011年 4月	同西日本営業部 個店統括長	2024年 4月	当社執行役員 営業支援グループ 総務部長
2012年 4月	同営業支援グループ 人事総務部総務チーム 監査役付スタッフ	2025年 4月	同戦略企画部 スタッフ（現任）

所有する当社株式の数

■ 重要な兼職の状況

— 重要な兼職はありません。

■ 補欠監査役候補者とした理由

杉本保範氏は、当社で経理部門、営業部門及び監査役補助使用人等の幅広い業務を経験し、また長く総務部門の部長としての豊富な経験を有していることから、これまでの経験を当社の監査役監査に活かすことができると判断し、補欠監査役候補者となりました。

候補者
番号

2

は し も と か ん 子
橋本 和子

(1967年4月30日生)

略歴

1990年 4月 中央監査法人入所
1993年 3月 公認会計士登録
1999年 1月 PricewaterhouseCoopers Cincinnati USA
2000年10月 Deloitte Cincinnati USA
2002年10月 中央青山監査法人入所
2004年11月 株式会社I&S BBDO コントローラー

2008年 6月 日本サイテックインダストリーズ株式会社
(現・オルネクスジャパン株式会社) コントローラー
2011年 3月 ダイセルオルネクス株式会社 監査役
2012年 1月 オルネクスジャパン株式会社 代表取締役社長
2019年10月 橋本和子公認会計事務所開業 (現任)
2023年 6月 株式会社日本エム・ディ・エム 社外監査役 (現任)

所有する当社株式の数

—

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

補欠社外監査役候補者とした理由

橋本和子氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的知識、日系企業及び外資系企業の監査経験及び企業経営者としての豊富な経験を有しております。これまでの経験を当社の監査役監査に活かしていただくとともに、独立した立場から様々な経営判断における高度な財務及び会計面からの監査機能を発揮していただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉本保範氏は、2025年6月23日付で株式会社はせがわ美術工芸の常勤取締役に就任予定であります。
3. 「所有する当社株式の数」については、2025年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
4. 各候補者が監査役に就任した場合は、当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、当社監査役を含む被保険者が会社の役員としての職務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております (ただし、被保険者の犯罪等に起因する損害賠償請求の場合を除く)。各候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 橋本和子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
7. 橋本和子氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）におけるわが国の経済環境は、雇用・所得環境や企業収益などの改善により、緩やかな回復基調にあるものの、原材料価格高騰や円安の進行などの影響により、先行き不透明な状況が続いております。また、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

当社グループが属する宗教用具関連業界においては、2023年3月28日に経済産業省が公表した「令和3年経済センサス - 活動調査結果」によると、2014年の宗教用具小売業の事業所数が3,004か所、年間商品販売額が1,639億42百万円であったのに対し、2021年には、事業所数が1,631か所、年間商品販売額が1,184億96百万円と、長期的な市場縮小が大きな問題となっております。同時に、お客様のライフスタイルやご供養の価値観の変化から、商品の簡素化・小型化が進み、多様なニーズに応える商品・サービスの開発が求められております。

このような環境のなか、当社グループは中核事業である仏壇仏具事業と墓石事業の推進と並行し、現・中期経営計画のテーマである「売り切り型からの脱却」と「手を合わせる機会の創造」の実現のため、従来のご供養の領域に加えて、お客様の心豊かな生活（ピースフルライフ）を支援する新たな取組みを行っております。具体的には、2023年4月よりスタートした相続・遺品整理・不動産整理などの相談対応とサービスの提供を行なうピースフルライフサポート事業と、ご法事の返礼品や、大切な方への贈りものに最適な「食」をコンセプトとした田ノ実のギフトを販売する飲食・食品・雑貨事業です。それぞれの事業について、営業部門を中心に体制を強化し、活動を推進しております。

集客策については、当社グループの強みや取扱い商品の幅広さが訴求できるようにWEBサイトのデザイン変更や、マス広告・WEB広告の運用改善を行ないました。今後も試行と検証を重ね、お客様との接触数を最大化してまいります。

教育については、営業施策の一つである付加価値販売強化を目的に、おもてなしの精神、ご供養の大切さを学ぶ理念教育を営業店で行なっておりまいた。また、次期マネージャー育成研修や、入社時期に応じた階層別研修など社内教育を推進いたしました。

出店については、百貨店内へ2店舗（栃木県宇都宮市、横浜市港南区）の新規出店を行ないました。今後もお客様が利用しやすい立地、店舗形態の検討を行ない、出店や移転・改装をしてまいります。

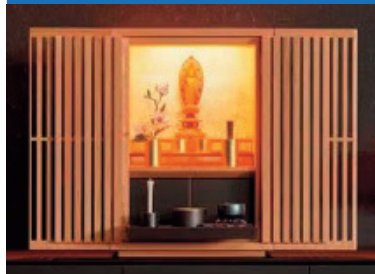
また、当社は、2024年10月1日付で株式取得により株式会社現代仏壇を完全子会社化いたしました。市場は長期的な縮小傾向ですが、当社といたしましては、これまで長年培われてきた株式会社現代仏壇の商品ブランド及び高品質な商品や、全国各地の販売拠点を得ることによって、業界内での競争優位性が高まることが期待されます。今後は事業規模の拡大だけでなく、当社との双方の強みを活かした更なるシナジー効果を創出してまいります。

【報告セグメント別の業績】

セグメントごとの状況は次のとおりであります。

①はせがわ事業

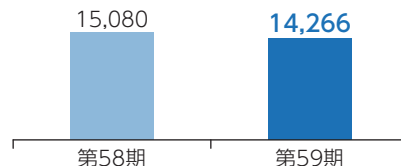
仏壇仏具



事業内容

関東、東海、九州を中心とした直営店で仏壇仏具の販売を行なう、創業以来の中心事業です。仏教の伝統的な教義・様式に則った品揃えに加え、お客様の生活様式や価値観の多様化に対応し、新しい商品の企画・開発をしております。
2025年3月31日現在134店を展開しており、ロードサイド店に加え、商業施設内（ショッピングセンター・百貨店）にも出店しております。

売上高（百万円）



仏壇仏具事業については、売上高は142億66百万円となりました。市場が縮小するなかでのシェア獲得を目指し、他社との差別化を図る術として新たな商品ブランド戦略を展開しております。国内有名家具メーカーと共同開発した「L I V E - i n g コレクション」に加えて、より高級感を追求した「H P R E M I U M」、安全・安心の当社オリジナル商品を中心とした「H A S E G A W A S t a n d a r d」の2つのブランドを新たに構築し、ブランド戦略に沿った商品開発に注力いたしました。4月には飛騨産業株式会社と共同開発した日本の森林資源の有効活用を目的にお仏壇の本体部分には国産クリの木、柱には、国産ヒノキやスギの枝を使用し、これまで未活用だった枝部分を取り入れ、環境に配慮しながらデザインに生かしたサステナビリティに配慮したお仏壇『k i n o e（キノエ）』、5月には建築家 隈研吾氏がデザインを手掛けたお仏壇『薄院 上置き型』、6月にはカリモク家具株式会社と共同開発したスリムかつスタイリッシュなお仏壇『H K O R T O（エイチケイオルト）』などの新商品を順次販売開始いたしました。

これらの商品開発を推進するとともに、現在は、より身近でパーソナルな祈りを実現する新たな商品ブランド展開の準備を進めております。また、一部営業店には株式会社現代仏壇の商品を投入いたしました。商品ブランド展開と合わせ、魅力ある商品を充実させてまいります。

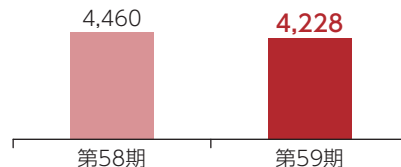
墓石



事業内容

店舗展開地域を中心に、500ヵ所以上の霊園や寺院墓地にお客様をご案内し墓石の販売をしております。1997年から本格的に参入した仏壇仏具事業に次ぐ当社の中心事業で、2022年1月からは樹木葬の受託販売を開始しております。
墓地選びから墓石の設計・施工・建墓後の法要まで専門スタッフがトータルサポートでお応えいたします。

売上高（百万円）



墓石事業については、売上高は42億28百万円となりました。自社企画樹木葬の企画・提案を推進した結果、売上高は減収となりましたが、遺骨供養全体の受注件数は増加傾向となりました。主力となる墓石の受注件数は減少傾向で、墓石受注件数の維持または緩やかな減少に抑えていくことで一定の収益を確保していくことが課題となっております。今後は墓石と樹木葬を同時に提案できるような併売モデルの企画に注力してまいります。なお、当連結会計年度は、東日本地区で8物件、西日本地区で4物件、合計12物件の自社企画樹木葬が開園し、受託販売を開始いたしました。

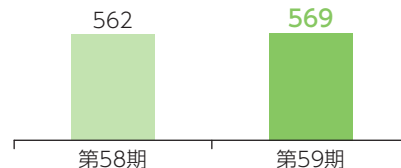
屋内墓苑



事業内容

寺院が所有する屋内墓苑の受託販売を行なっております。
屋内墓苑は、ご遺骨を納めた厨子を自動で呼び出せる搬送式の納骨堂のことで、当社は2009年から受託販売を開始いたしました。

売上高（百万円）



屋内墓苑事業については、売上高は5億69百万円となりました。複数施設の合同バス見学ツアーなどの集客策や、お盆キャンドルナイトなど施設ごとのイベントを開催し、これらの結果、販売件数が増加しました。また、建築家 隈研吾氏がデザイン設計を手がけた千日谷浄苑（東京都新宿区）の販売が堅調に推移し予定販売基数の販売が計画どおりに終了いたしました。

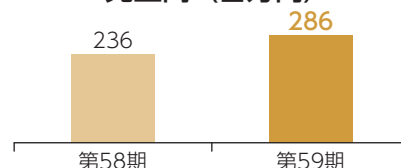
飲食・食品・雑貨



事業内容

日本人の生活にある「祈り・願い・感謝」を「食」の視点からとらえ、「手を合わせる心豊かなライフスタイル」の発信を展開するため、2019年6月から事業を開始いたしました。
「Japanese Food & Culture」を事業テーマに、ランチ&カフェの運営や食品の販売などを展開しております。

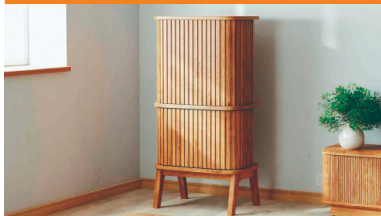
売上高（百万円）



飲食・食品・雑貨事業については、売上高は2億86百万円となりました。田ノ実のギフトの販売を推進しております。ご予算に合わせて選べるカタログギフトをはじめ、吉野の葛餅（奈良県）、五色そうめん（愛媛県）など全国各地の厳選した食品を営業店で販売いたしました。田ノ実自由が丘店では、1階食物販・2階カフェともに売上が堅調に推移いたしました。また、2025年5月22日に「田ノ実 東京スカイツリータウン・ソラマチ店」の新規出店を予定しております。

②現代仏壇事業

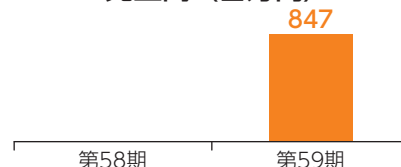
仏壇仏具



事業内容

株式会社現代仏壇は、自社経営の直営店と提携取引先による専門店として「ギャラリーメモリア」を全国に約100店舗展開し、モダンかつデザイン性に優れた高品質な商品を開発し、インテリアにあう祈りのスペースを提供しております。当社は2024年10月1日付で株式取得により完全子会社化いたしました。

売上高（百万円）



現代仏壇事業については、売上高は8億47百万円となりました。株式会社現代仏壇は、モダンかつデザイン性に優れた高品質なお仏壇を開発し、自社経営の直営店と提携取引先による専門店として「ギャラリーメモリア」を全国に約100店舗展開しております。当連結会計年度においては、これまでに培われてきた商品ブランドを維持しつつ、当社が保有する多店舗運営のノウハウを転用し、各販売拠点の営業効率を高めることに注力した結果、売上は堅調に推移いたしました。今後は当社との双方の強みを活かした更なるシナジー効果を創出するために協業してまいります。

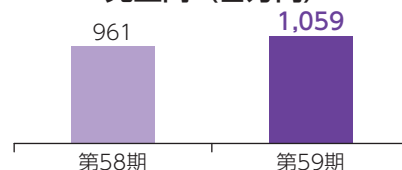
③その他

E C販売・ピースフルライフサポート事業・卸売販売 他

事業内容

- ・ECサイトでの仏壇仏具の販売
- ・相続・遺品整理・不動産整理に関する相談対応とサービスの提供
- ・全国の仏壇販売店、提携業者への仏壇仏具の卸売販売
- ・寺院が所有する固定式納骨堂のご紹介
- ・お葬式のご相談・ご紹介 など

売上高（百万円）



E C販売については、売上高は6億9百万円となりました。低価格帯のお仏壇を希望されるお客様に対して、E Cサイト限定の商品を展開し、販売基数が増加いたしました。ご供養に関する記事やコンテンツの充実、お盆提灯や神棚など季節商品の特設ページの開設など様々な施策で集客を図っております。

ピースフルライフサポート事業については、売上高は1億30百万円となりました。営業店にご来店いただいたお客様への対応の品質を高めるために、各地区の統括担当を中心として教育を継続的に実施してまいりました。さらにコールセンター機能を強化し、相談件数の確保につなげてまいりました。これらの結果、当社紹介からの提携企業によるサービスの受任件数が堅調に推移いたしました。提供サービスについては、お客様の終活をサポートするサービスとして「終活なむでもパック」や介護施設紹介サービスを新たに開始するなど、事業領域を徐々に拡大しております。また、サービスの認知度向上と相談件数の大幅な増加を狙い、T V C M、新聞広告、折込チラシ、W E B 広告などの様々なプロモーションを展開した結果、相談件数が増加いたしました。1月からは当社商圏内において「失敗しない相続セミナー」を全15会場で実施し、認知を広めております。現在紹介している相続・遺品整理・不動産整理などのサービス及びその周辺領域のサービスの市場は今後も成長していくと捉えており、提供サービスのさらなる充実とマーケティング活動を強化してまいります。

卸売販売 他については、売上高は3億19百万円となりました。卸事業においては、当社店舗商圏外の仏壇販売店を対象に、「卸売販売限定商品」の卸をはじめ、近隣の仏壇販売店との競争にならない、小ロットから発注が可能な「各社専用オリジナル商品」の卸、そして「L I V E - i n g コレクション」の卸など、他メーカーにはない、当社ならではのオリジナルブランドのお仏壇の卸売販売を行っております。

このように、各事業において施策を推進した結果、売上高は212億28百万円となりました。

また、営業利益は12億4百万円、経常利益は12億65百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は9億5百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

当社グループの報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

報告セグメント等の名称			区 分		第59期 (2024年4月～2025年3月)	
					売上高 (百万円)	構成比 (%)
報告セグメント	はせがわ	仏壇 仏具・ 墓石	東日本	仏壇仏具	11,390	53.7
				墓 石	3,469	16.3
				計	14,859	70.0
			西日本	仏壇仏具	2,875	13.5
				墓 石	758	3.6
				計	3,634	17.1
			計	仏壇仏具	14,266	67.2
				墓 石	4,228	19.9
				計	18,494	87.1
		屋内墓苑			569	2.7
	飲食・ 食品・ 雑貨	食のギフト		187	0.9	
		田ノ実		98	0.4	
計		286	1.3			
現代仏壇	仏壇仏具（小売・卸売）			847	4.0	
その他	はせがわ	仏壇仏具（EC販売（小売））			609	2.9
		ピースフルライフサポート			130	0.6
		仏壇仏具（卸売販売） 他			319	1.5
		計			1,059	5.0
調整額					△28	△0.1
合 計					21,228	100.0

(注) 当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行なっておりません。

当社の報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

報告セグメント等の名称		区 分		第58期 (2023年4月～2024年3月)		第59期 (2024年4月～2025年3月)		前期比 増減率 (%)
				売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
報告セグメント	仏壇 仏具・ 墓石	東日本	仏壇仏具	12,028	56.5	11,390	55.8	△5.3
			墓 石	3,700	17.3	3,469	17.0	△6.2
			計	15,728	73.8	14,859	72.8	△5.5
		西日本	仏壇仏具	3,051	14.3	2,875	14.1	△5.8
			墓 石	759	3.6	758	3.7	△0.2
			計	3,811	17.9	3,634	17.8	△4.6
		計	仏壇仏具	15,080	70.8	14,266	69.9	△5.4
			墓 石	4,460	20.9	4,228	20.7	△5.2
			計	19,540	91.7	18,494	90.6	△5.4
	屋内墓苑			562	2.7	569	2.8	1.2
	飲食・ 食品・ 雑貨	食のギフト		142	0.7	187	0.9	31.9
		田ノ実		94	0.4	98	0.5	4.8
		計		236	1.1	286	1.4	21.2
その他	仏壇仏具（EC販売（小売））			586	2.7	609	3.0	3.8
	ピースフルライフサポート			36	0.2	130	0.6	259.6
	仏壇仏具（卸売販売） 他			338	1.6	319	1.6	△5.5
	計			961	4.5	1,059	5.2	10.2
合 計				21,300	100.0	20,410	100.0	△4.2

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第56期 2022年 3 月期	第57期 2023年 3 月期	第58期 2024年 3 月期	第59期 2025年 3 月期
売上高	(百万円)	19,792	—	—	21,228
営業利益	(百万円)	1,304	—	—	1,204
経常利益	(百万円)	1,233	—	—	1,265
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	707	—	—	905
1 株当たり当期純利益	(円)	38.90	—	—	49.76
総資産	(百万円)	18,361	—	—	19,916
純資産	(百万円)	9,887	—	—	12,542
1 株当たり純資産	(円)	543.74	—	—	689.50

(注) 第56期まで及び第59期から連結計算書類を作成しておりますので、第57期及び第58期の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

		第56期 2022年 3 月期	第57期 2023年 3 月期	第58期 2024年 3 月期	第59期 2025年 3 月期
売上高	(百万円)	19,717	21,608	21,300	20,410
営業利益	(百万円)	1,327	1,769	1,612	1,206
経常利益	(百万円)	1,246	1,773	1,638	1,264
当期純利益	(百万円)	697	1,154	1,059	887
1 株当たり当期純利益	(円)	38.37	63.46	58.26	48.80
総資産	(百万円)	18,330	18,218	18,066	19,518
純資産	(百万円)	9,869	10,945	11,903	12,494
1 株当たり純資産	(円)	542.75	601.90	654.39	686.89

(3) 対処すべき課題

当社が事業を展開する宗教用具関連業界を取り巻く環境は、お客様の生活様式や価値観の多様化によって購入商品の小型化・簡素化の傾向が継続し、それに伴う単価下落の傾向などが継続しております。当社が対象とするお客様はご家族様を亡くされた方が中心となりますので、当社の市場は、商圏内における死亡者数の推移に連動するものと考えておりますが、お客様のなかには伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養の在り方を求める方や、そもそもお仏壇を用意しないという方がいらっしゃる事が想定されます。また、既にご自宅でお祀りされているお仏壇が大きい、もしくは長くお使いの結果傷んでしまったという理由で、小型のお仏壇にお買替えされるお客様がいらっしゃる、このようなお買替えの需要も市場の一部を形成しております。そのため、死亡者数が増加しても市場規模が単純に拡大しないものと認識しており、前述のような価値観を持ったお客様のインサイトの把握とこれまでにない商品・サービスの開発とご提案が課題となっております。

業界全体としては、新型コロナウイルス感染症が流行して以降、お客様の情報収集手段及び購買行動がリアルからデジタルに大きく変化しており、その動きに拍車がかかっております。また、当社のようなお仏壇・お仏具の専門小売店ではないホームセンターや家具メーカーなどの企業が、近年お仏壇の取扱いを増やしており、新たなプレイヤーとして台頭してきております。このような環境変化のなか、当社の経営課題認識は以下のとおりです。

①集客手法

当社は顧客接点の更なる拡大とおお客様の営業店への誘致を目的に、デジタル領域の課題を設定し強化・推進するとともに、紙媒体を含めたお客様への情報発信ややり取り、お客様とのコミュニケーションを一貫性のあるものとして、効果・効率を高めていくための機能を統合し、カスタマーコミュニケーション部を2024年4月に新設いたしました。カスタマーコミュニケーション部では、WEBサイトの強化（SEO（注1）、デジタルマーケティング、SNS活用など）と、ECモールの強化（モールごとの販売促進策、商品説明を充実させるなどのページ改善）に加え、顧客との関係性を強化していくCRM（注2）や、WEB以外の媒体（チラシ・カタログ・CMなど）を手掛けるプロモーション機能を持ち、お客様の属性や購買プロセスに沿った最適な情報発信とコミュニケーションを図っていくことで、集客を高めることに注力しております。

②商品ブランディング

伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養の在り方を求める方や価値観の変化に対応するために、仏壇仏具事業については、最も競争力の高いL I V E - i n g コレクションの商品改廃によるラインナップの刷新・強化に加え、各価格帯において競争力の高いオリジナル商品の開発・投入によって、競合他社と差別化・対抗していくとともに、富裕層のお客様に提案できる高価格帯の商品品揃えも充実させ、お仏壇の単価維持・向上を図ってまいります。具体的には、至高のクオリティと美を追求した「H P R E M I U M」、現代のライフスタイルにマッチするインテリア発想の「L I V E - i n g」、安全・安心の当社オリジナル商品を中心とした「H A S E G A W A S t a n d a r d」、形式にとらわれない個々の想いでつくる祈りのスタイルの「M I N D S T Y L E」以上の4つの商品ブランド展開により「お一人おひとりに合わせた供養のかたち」をご提案してまいります。また、一部営業店には株式会社現代仏壇の商品を投入いたしました。商品ブランド展開と合わせ、魅力ある商品を充実させてまいります。お客様の対応においても「最上のおもてなし」を実践するために、営業部門を中心に社員への販売教育を継続課題として実施してまいります。更に商品及び接遇という、当社の強みを活かして既存及び新規商圏での出店を計画的に行ない、シェアの獲得を目指してまいります。

③多様化する遺骨供養への対応

当社の墓石事業及び屋内墓苑事業に重要な影響を及ぼす遺骨供養に関する動向としては、お客様が要望する遺骨供養の手段の変化が大きな課題となっております。特に近年人気が高まっている樹木葬は、墓石の代わりに樹木を墓標としてご遺骨を地中に埋蔵するスタイルですが、承継者に負担をかけたくないお客様のニーズに加え通常の墓石と比較して価格がリーズナブルであることから、新しくお墓を検討されるお客様からの要望が増加しております。当社はここ数年「樹木葬」開発の企画提案を始めとして、商圏内で受託販売可能な樹木葬墓地の確保を重要な課題として取り組んでまいりました。樹木葬墓地の開発に関しては、宗教法人をはじめ石材店・葬儀社など、当社とは全く業容が異なる企業も同様の動きを強めており、営業部門を中心にスピード感を持って推進し、より条件の良い立地での樹木葬墓地の確保が必須の課題となっております。屋内墓苑事業については、先述した樹木葬墓地のニーズの高まりにより、一定の需要減の可能性はあるものの、利便性の高い施設は依然としてお客様から高い支持を受けております。今後も引き続き樹木葬というトレンドは続くと思われますが、多様化するお客様のニーズに合わせて「墓石・樹木葬・屋内墓苑」の提案をしてまいります。

④飲食・食品・雑貨事業

飲食業界においては、物価高騰による食材及び商品仕入価格の上昇、水道光熱費、物流費の増加などで、厳しい状況が続いていると認識しており、当社が運営している「田ノ実」についても、収益性の改善が求められることから、これらの影響を最小化することが引き続きの課題となります。当然、コスト削減と並行して売上高を増加するための施策を検討・実施していく必要があるため、飲食及び食物販においてMDの強化を引き続き行なっております。また、2022年10月より全店での販売を開始した田ノ実のギフトについては、当初法事シーンが中心ではあったものの、商品の拡充やシーンの拡大によって売上が拡大しております。また、2025年5月22日に「田ノ実 東京スカイツリータウン・ソラマチ店」の新規出店を予定しております。

⑤ピースフルライフサポート事業

新たな事業の確立を目指し、活動をスタートしているピースフルライフサポート事業については、2023年4月より全店にて相談対応やサービスを提供しております。具体的には、相続に関することや、遺品整理、不動産整理などの手続きです。また、終活をサポートするサービスとして「終活なむでもパック」の提供、新たなサービスとして介護施設紹介サービスを提供し事業領域を徐々に拡大していくと同時に、当社商圏内において「失敗しない相続セミナー」を開催し、認知を広めお客様のニーズをより広く、深く把握していくことで、当社として独自に提供できる商品・サービスを検討してまいります。また、より多くのお客様に当サービスを利用いただくために、マスメディアを活用したプロモーション施策を積極的に展開してまいります。新中期経営計画のテーマに掲げている「売り切り型からの脱却」によるお客様の心豊かな生活の実現につながる事業としての成長を目指し、新たな商品・サービスの拡張と機能構築を目指してまいります。

⑥事業横断課題

事業全体に関係する課題としては、サステナビリティとDX（注3）に関する課題、さらに組織運営上の課題が対応すべき課題であると認識しております。

サステナビリティについては、2023年3月24日に公表したサステナビリティ基本方針に基づき、4つの重要課題を特定し、新たに設置したサステナビリティ委員会にて具体的な取り組み内容を決定し、担当部署を中心に課題を推進して

まいりました。当社の事業の成長に資する取組みが現状十分に行なえていないため、引き続き経営陣を中心に課題の精査を行ない、中期経営計画の課題と連動させていくことが重要であると認識しております。

D Xに関しては、人材の確保が困難になるなか、生産性を高めるためにデジタルツールの活用による業務効率の向上が課題となると考えております。それによって生み出された人員は、イノベーションを生み出す企画創造のための人材として活用していく必要があると認識しております。また、当社顧客から獲得したデータを統合し、それらの分析から新たな洞察を獲得し、新規商品・サービスの開発や顧客接点の最適化などに活用していくことも重要な課題であると認識しております。

組織運営上の課題としては、多様な価値観やライフステージに合わせた働き方やキャリア形成、人材育成が実現できる新しい人材マネジメント体系の構築や、新しいチャレンジが自律的・積極的に行なわれるような組織風土の醸成などが課題であると考え、そのような活動を支援してまいります。このような制度面の充実とともに、より良い企業風土を作っていくことで、優秀な人材の確保・育成につながると考えております。これらの全社的な課題への取組みを通して、持続可能な経営戦略を構築してまいります。

(注1) S E O…「Search Engine Optimization」の略で、インターネット上の検索エンジンで特定のキーワードを検索した結果リストにおいて、その上位に表示されるようにウェブサイトの構成や内容を調整すること、また、その手法

(注2) C R M…「Customer Relationship Management」の略で、顧客それぞれの購入や商談の履歴、趣味や嗜好、家族構成などの情報を一括して管理し、企業の営業戦略に活用する経営手法のこと

(注3) D X…「Digital Transformation」の略で、情報技術を有効かつ継続的に活用することで、企業の業務の在り方から組織・文化・風土までを変革し、それによって企業が新たな価値を創出し、社会や人々の生活を向上させるという考え方、またはそうした取組みのこと

(ご参考) サステナビリティへの取組み

持続可能な社会への貢献と持続的な企業価値の向上のために、当社の経営理念（信用本位・感謝報恩・よろこびのあきない）に基づき、サステナビリティ基本方針を策定するとともに4つの重要課題を特定し取組みを推進しております。

＜サステナビリティ基本方針＞

私たちは、創業の精神に基づく持続的な企業活動を通じて、お客様、社員、社会、自然をはじめとしたあらゆるご縁への感謝の想いを体現し、歴史ある日本文化を伝承することで、ともに調和し、輝きあい、喜びあえる世界を実現してまいります。

重要課題		テーマ	当社が考えるSDGs
1	心豊かな生活を支援するためのサービスや商品の提供と創出	市場シェアの拡大	 
		新市場の創造	
		デジタル領域の強化	
2	自然に配慮した企業活動	原材料に配慮した商品開発	   
		省エネ・省資源の取組み	
3	日本文化の伝承	日本の精神文化の承継	   
		日本の伝統文化・技術の継承	
4	多様な人材が活躍できる職場づくり	人的資本・多様性に関する取組み	   

サステナビリティの取組みはサステナビリティ委員会（委員長：代表取締役社長、委員：常勤取締役及び執行役員）においてモニタリング等を行ない、定期的に取り締役会へ報告・提案しております。

人的資本・多様性に関する取組み ～多様な人材が活躍できる環境整備～

当社では、「個の力」を「組織の力」に昇華させていくために「多様性」が欠かせない要素と考えています。従業員が自主的・自律的に「多様なキャリア」・「多様な勤務体系」・「多様な勤務場所」を選択できるインフラ・仕組みや、多様性が交わる機会（組織横断のプロジェクトやワークショップ）などを提供し年齢・性別、価値観・経験の面から多様な属性を持つ従業員が働きやすく活躍できる環境を整備しております。

原材料に配慮した商品開発 ～国内家具メーカー様との当社オリジナルお仏壇の開発・販売～

<当社オリジナルお仏壇のご紹介>



当社は現在の住空間に調和するお仏壇を国内家具メーカー様と共同開発し「L I V E - i n g コレクション」というオリジナルブランドとして展開しています。

国産木材を取り入れることで、日本の森林資材を有効活用し林業を支援することに加え、海外からの原材料輸入の際のCO₂排出量削減といったサステナビリティへの貢献に寄与しています。

当社が国内家具メーカー様と共同開発したお仏壇は以下のQRコードからご覧ください。



日本の伝統文化・技術の継承 ～東京藝術大学への「お仏壇のはせがわ賞」授与～

文化財修復に携わる技術者が少なくなるなか、文化財保存の優れた担い手を育成することは欠かせない社会的活動であると当社では考えています。

そこで文化財保存を担う技術者育成の支援として、2007年3月から毎年、東京藝術大学大学院美術研究科 文化財保存学専攻修士課程修了作品の優秀作品に「お仏壇のはせがわ賞」を、博士課程修了作品の優秀作品に「お仏壇のはせがわ賞 特別賞」を授与しております。

本賞は彫刻・日本画などの文化財保存学の全専攻の学生を対象としており、今後とも当社ではこの活動を通じて、文化財保存学の発展に貢献してまいります。

<2024年度 受賞作品 第19回 お仏壇のはせがわ賞>

受賞者：修士課程 雨下 乃絵氏

作品名：「孔雀明王像」東京藝術大学蔵の現状模写および装演（右写真）



(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は9億98百万円であり、その主なものは、株式会社現代仏壇の株式譲渡契約と一体の契約に基づく土地・建物の取得、新規出店、既存店舗の改装及びソフトウェア開発等によるものであります。

(5) 資金調達の状況

当社は当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、長期借入金27億円を調達いたしました。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社現代仏壇	1	100	宗教用具関連事業

(注) 当社は、2024年10月1日付で株式会社現代仏壇の全株式を取得しております。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社1社及び関連会社4社で構成され、主に宗教用具関連事業及び飲食・食品・雑貨事業を行っております。

トピックス 株式会社現代仏壇のご紹介

2024年10月1日から株式会社現代仏壇が当社グループの一員となりました



ITALY series マルコⅡ

ヨーロッパ家具のようなお仏壇

イタリア職人によって作られた優美なお仏壇
ご安置するだけで上品な空間が演出できます

株式会社現代仏壇は、人々の心の平和と生きる力を実現することを使命とし、古き良き日本の心を大切にしつつ、現代のライフスタイルに即した革新的な商品やサービスを提供します。お客様のニーズとウォンツを深く洞察し、最新の技術とデザインを取り入れたお仏壇づくりを通じて、感動の共有を目指します。

株式会社現代仏壇は自社経営の直営店と提携取引先による専門店としてギャラリーメモリアを全国に約100店舗展開し、インテリアにあう祈りのスペースを提供しております。



お仏壇を製作するパートナー工場は世界中から選りすぐり、品質の基準を満たしたものだけが『現代仏壇』ブランドとしてラインナップされます。パートナー工場と共にお客様に納得していただける品質とデザインを追求し続けます。

◆ギャラリーメモリア福岡天神店◆

住所：福岡県福岡市中央区天神1-15-1

営業時間：10:00~18:00

定休日：水曜日・年末年始

※2025年6月25日(水)は営業しております。

株主の皆様のご来店をお待ちしております。

(8) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 当社

福岡本社（福岡市博多区）
東京本社（東京都文京区）
東京ロジスティクスセンター（東京都江東区）
福岡ロジスティクスセンター（福岡市東区）
営業店 135店

報告セグメント		区 分	地 区	都道府県名	店舗数
は せ が わ	仏壇・仏具 ・ 墓 石	東 日 本	関 東	東 京 都	25
				神奈川県	28
				千 葉 県	17
				埼 玉 県	16
				茨 城 県	5
				栃 木 県	3
				群 馬 県	1
				山 梨 県	1
			小 計	96	
			東 海	愛 知 県	9
				岐 阜 県	2
				三 重 県	1
				静 岡 県	1
			小 計	13	
			計		109
		西 日 本	福 岡 県	17	
	大 分 県		3		
佐 賀 県	2				
山 口 県	3				
計	25				
計		134			
飲食・食品・雑貨		関 東	東 京 都	1	
合 計				135	

② 子会社

株式会社現代仏壇
大阪本社（大阪市東成区）
東京支店（東京都大田区）
直営店 16店

報告セグメント		区 分	地 区	都道府県名	店舗数
現代 仏壇	仏壇仏具 (小売・卸売)	—	—	北 海 道	1
				宮 城 県	1
				埼 玉 県	1
				東 京 都	3
				神奈川県	1
				愛 知 県	1
				大 阪 府	3
				兵 庫 県	2
				広 島 県	1
				福 岡 県	2
合 計				16	

(9) 企業集団の使用人の状況（2025年3月31日現在）

報告セグメント等の名称			区分	使用人数	
報告セグメント	は せ が わ	仏壇仏具・墓石	東 日 本	446名	
			西 日 本	143名	
		屋内墓苑			12名
		飲食・食品・雑貨			9名
	現 代 仏 壇	仏壇仏具（小売・卸売）		87名	
	計			697名	
そ の 他			34名		
全 社 （ 共 通 ）			114名		
合 計			845名		

(注) 1. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前年度との比較は行なっておりません。
2. 使用人数は就業員数であり、上記の使用人数には臨時使用人（年間平均雇用人員456名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	630
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	630
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	585

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
(2) 発行済株式の総数 18,646,376株 (自己株式323,513株を含む)
(3) 株主数 14,995名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
長谷川興産株式会社	3,820	20.85
長谷川裕一	2,202	12.01
吉野泰雄	1,115	6.08
株式会社西日本シティ銀行	872	4.76
はせがわグループ社員持株会	734	4.00
株式会社福岡銀行	677	3.69
有限会社法隆	443	2.42
長谷川素子	280	1.53
明治安田生命保険相互会社	250	1.36
第一生命保険株式会社	244	1.33

- (注) 1. 当社は、自己株式を323,513株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 自己株式には「役員株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託EIO) が所有する株式132,398株は含めておりません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
新 貝 三 四 郎	代表取締役社長	株式会社現代仏壇 取締役会長
中 谷 泰 文	専務取締役 営業支援グループ長	
榎 本 哲 治	常務取締役 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長 兼 商品部長	
茶 木 正 安	社外取締役	
軒 名 彰	社外取締役	北洋証券株式会社 代表取締役会長
和 田 吉 弘	常勤監査役	
中 村 里 佳	社外監査役	
西 岡 環	社外監査役	

- (注) 1. 社外監査役 廣瀬 稔は、2024年6月25日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 和田 吉弘は、2024年6月25日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって監査役に就任いたしました。
3. 取締役 茶木 正安及び軒名 彰は、社外取締役であります。
4. 監査役 中村 里佳及び西岡 環は、社外監査役であります。
5. 監査役 中村 里佳は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 西岡 環は、弁護士資格を有しております。
7. 当社は、社外取締役 茶木 正安及び軒名 彰並びに社外監査役 中村 里佳及び西岡 環を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。
2025年3月31日現在の各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏 名	担 当
※ 中 谷 泰 文	営業支援グループ長
※ 榎 本 哲 治	商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長 兼 商品部長
前 田 友 和	営業グループ 副グループ長 兼 P L S 企画推進部長
田 中 秀 昌	営業グループ 副グループ長 兼 カスタマーコミュニケーション部長
田 村 岳 二	寺社聖石グループ 副グループ長 兼 聖石部長
渡 辺 憲 和	事業開発部長
吉 安 大 輔	営業支援グループ 副グループ長 兼 経営企画部長
杉 本 保 範	営業支援グループ 総務部長
槻 木 紘 一 郎	営業支援グループ 人事部長

(注) ※印の執行役員は、取締役兼務者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全ての取締役及び監査役（退任役員及び保険期間中に新たに選任された役員並びにそれらの相続人等を含む）、執行役員及び部長等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づく職務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の決定

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

A) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績との連動、株主の皆様との価値共有、業績や企業価値向上に対する意欲喚起を狙いとして定めた役員報酬制度に基づき決定することを基本方針とし、報酬の水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場会社と比較するとともに、当社の業績水準、従業員の給与水準を考慮したうえで決定し、役位ごとの報酬総額を役員報酬制度に定めます。具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬・評価変動報酬）、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役（非業務執行取締役）の報酬は、独立した立場から経営の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ基本報酬（固定報酬）のみとします。

B) 基本報酬（金銭報酬）に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は固定報酬と評価変動報酬（社外取締役は固定報酬）により構成し、役位別の額の水準と算定方法を役員報酬制度に定めます。

具体的には、

- a) 取締役の個人別の固定報酬は金銭報酬とし、役員報酬制度に定める役位別の報酬レンジ（下限額と上限額を設定）の範囲内で、職責、知識・経験値等に応じて年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。
- b) 社内取締役の個人別の評価変動報酬は金銭報酬とし、前年度の個人別の評価を役員報酬制度に定める役位別の評価変動報酬テーブルに当てはめて当年度の報酬年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。

C) 業績連動報酬等に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の社内取締役に支給する業績連動報酬は、年度ごとの業績向上に対する意識・意欲を高めるための業績指標（親会社株主に帰属する当期純利益）を反映した金銭報酬とし、その額の水準と算定方法を役員報酬制度に定めます。具体的には、第47期の連結当期純利益（9億38百万円）を基準値とした社内取締役の役位別の業績連動報酬標準額を設定し、当年度の親会社株主に帰属する当期純利益が基準値を上回れば翌年度の役位別業績連動報酬が増加し、下回れば減少する仕組みとします。個人別の業績連動報酬については、役員報酬制度に定める算定方法に基づき、前年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額に応じて当年度の役位別業績連動報酬年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。

D) 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の社内取締役役に支給する非金銭報酬は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）」による当社株式（一部金銭）とし、その数と算定方法を役員報酬制度に定めます。具体的には、取締役在任期間において、毎年の株主総会日に、前年の7月1日から当年6月30日までの期間を対象として、役員報酬制度に定める役位別の1事業年度当たりが付与するポイントを付与し、取締役退任時（退任日の翌月25日）に、付与済の累積ポイント数を基に「1ポイント＝1株」として給付株式数を算出し、給付株式数のうち80%について当社株式を、残りの20%について当社株式の時価相当の金銭を、それぞれ株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）に基づき設定した信託から給付します。

E) 報酬等の割合に関する方針

当社の社内取締役役の種類別の報酬割合については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場会社の報酬水準を踏まえたうえで、上位の役位ほど基本報酬の固定報酬のウェイトが低くなる（報酬の変動幅が高まる）構成とします。具体的には、基本報酬のうちの評価変動報酬は個人別評価が標準の場合であり、業績連動報酬は会社業績が基準値（親会社株主に帰属する当期純利益が9億38百万円）の場合であり、株式報酬は当社株式の株価が487円（株式報酬制度「株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）」の導入時の株価）の場合の役位ごとの種類別の報酬割合を次のとおり役員報酬制度に定めます。

〔取締役の種類別の報酬割合〕

役 位		金銭報酬			非金銭報酬
		基本報酬		業績連動報酬	株式報酬
		固定報酬	評価変動報酬		
社内取締役	取締役社長	60.0%	11.0%	20.0%	9.0%
	取締役副社長	61.8%	9.4%	20.0%	8.8%
	専務取締役	63.5%	7.9%	20.0%	8.6%
	常務取締役	65.6%	6.7%	20.0%	7.7%
	取締役	69.0%	5.5%	20.0%	5.5%
社外取締役		100.0%	—	—	—

なお、当社の社内取締役の報酬は、個人別評価と会社業績に応じて、毎年度個人別の評価変動報酬額と業績連動報酬額が変動し、その結果、種類別の報酬割合が変化する仕組みであるため、毎年度個人別に種類別の報酬割合を決定することはせずに、役員報酬制度に基づき、毎年度、役位と評価、会社業績に応じて個人別に種類別の報酬額を決定します。

F) 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会へ、審議及び決定を委任することとし、その決定のプロセスは次のとおりとします。

- a) 取締役会において、代表取締役が役員報酬制度に基づく取締役の個人別の報酬額の設定案（以下、「報酬案」）を立案し報酬諮問委員会へ提示すること及び当該報酬案の審議並びに取締役の個人別の報酬額の決定を報酬諮問委員会へ委任することについて決議します。
- b) 報酬諮問委員会において、代表取締役から提示された報酬諮問案について、役員報酬制度に照らして適正に算定・策定されているか否かを含めてその相当性・妥当性を審議し、必要に応じて報酬案を修正したうえで、株主総会の決議の範囲内において取締役の個人別の報酬額の決定を決議いたします。
- c) 報酬諮問委員会から取締役会に対し、報酬額の決定を決議した旨及び決議日時を報告します。

G) 非金銭報酬にかかる不支給に関する事項

当社の社内取締役を支給する非金銭報酬（株式報酬）は、以下の事由に該当する場合には、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決議することにより、その全部または一部について支給しないことができます。

- a) 取締役在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合
- b) 取締役在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等を行なった場合

ハ. 当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は2024年5月15日開催の取締役会において、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等について、報酬諮問委員会へ決定を委任する旨を決議しております。報酬諮問委員会においては、決定を委任された報酬案について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等と整合しているか否か、その正当性と妥当性の観点から審議を行なったうえで決定を決議しており、2024年6月25日の取締役会において、報酬諮問委員会より委任に基づき決定したことの結果報告を受けていることから、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等の内容が当該決定方針等に沿うものであると判断しております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

イ. 基本方針

当社の監査役の報酬は、社内、社外に関わらず、独立した立場から取締役の職務執行の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ、監査役の報酬は常勤・非常勤ともに固定報酬のみとなっております。また、常勤監査役の報酬水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定します。

ロ. 報酬等の決定方法

当社の監査役会は、会社法の規定に基づき株主総会の決議及び役員報酬制度の定め範囲内において、監査役の協議によって報酬額を決定します。

③ 退職慰労金に関する事項

当社の社内取締役及び常勤監査役に支給する退職慰労金については、2017年5月12日開催の取締役会で、第51期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同年6月20日開催の第51期定時株主総会において、当該総会日までの在任中の功労に対し打切り支給する旨を決議しております。具体的には、退職慰労金の支給対象者は2017年6月20日以前から社内取締役又は常勤監査役の任にある者、支給額の算定対象期間は2017年6月20日までの間の社内取締役在任期間又は常勤監査役在任期間であり、役員退職慰労金支給規程に基づき算定した額を、対象となる社内取締役又は常勤監査役の退任時（退任日の翌月中）に金銭にて支給します。なお、退職慰労金は、以下の事由に該当する場合には、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決議することにより、その全部または一部について支給しないことができます。

- イ. 退職にあたり所定の手続き及び事務処理をなさず、業務の運営に支障をきたした場合
- ロ. 業績不振の要因を残し又は当社の信用を傷つけ及び在任中に知り得た当社の機密を洩らすなどの背信行為によって、当社に損害を与えるおそれのある場合
- ハ. 在任中に不都合な行為があり、役員を解任された場合
- ニ. 前各号に準ずる行為があり、減額又は不支給を適当と認めた場合

④ 当事業年度にかかる報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		業績連動 報酬	非金銭 報酬	
		固定報酬	評価変動 報酬			
取締役	118	76	8	23	8	5
（うち社外取締役）	(11)	(11)	(－)	(－)	(－)	(2)
監査役	25	25	－	－	－	4
（うち社外監査役）	(14)	(14)	(－)	(－)	(－)	(3)
合計	143	101	8	23	8	9
（うち社外役員）	(25)	(25)	(－)	(－)	(－)	(5)

- (注) 1. 上表には、2024年6月25日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、当事業年度における算定指標の実績は、9億5百万円であります。なお、当該指標を選択した理由及び報酬額を算定する仕組みは「① ロ. C) 業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。

3. 非金銭報酬の内容は株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」による当社株式（一部金銭）であり、その内容は「① ロ. D) 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。上表に記載している報酬額は、在任社内取締役に対し当事業年度に付与するポイントを「1 ポイント＝1 株」として算出した株式数を金銭に換算した金額であります。

4. 上記のほか、当事業年度に退任した常勤監査役 1 名に対し基本報酬以外の報酬等である退職慰労金の功労加算額 1 百万円を支給しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2013年6月20日開催の第47期定時株主総会において年額400,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月20日開催の第51期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」の導入を決議しており、その決議のなかで、1事業年度当たり付与するポイント数の上限を80,000ポイント（社外取締役は付与対象外。）、当初対象期間及びその後のそれぞれの対象期間（いずれも5事業年度）において、当該株式報酬制度に基づき設定する信託を通じて取得される当社株式の上限を400,000株と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。なお、定款で定める取締役の員数は11名以内であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。なお、定款で定める監査役の員数は5名以内であります。

⑥ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役 軒名 彰は北洋証券株式会社の代表取締役会長であります。北洋証券株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席状況	出席率	出席状況	出席率
	回	%	回	%
取締役 茶 木 正 安	15/15	100	—	—
取締役 軒 名 彰	15/15	100	—	—
監査役 中 村 里 佳	15/15	100	14/14	100
監査役 西 岡 環	15/15	100	14/14	100

ロ. 社外取締役の取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要

取締役 茶木 正安は金融面での豊かな知見に基づく企業経営の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営戦略や金融面について専門的な立場から監督、助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

取締役 軒名 彰は証券業務を通しての豊かな知見に基づく企業経営の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に資本政策や経営戦略について専門的な立場から監督、助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定過程における監督機能を発揮しております。

ハ. 社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 中村 里佳は主として公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監査役 西岡 環は主として弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要施策の一つであるとの認識に立ち、長期にわたる安定した配当を基本とし、内部留保金や業績なども勘案して配当を行なうこととしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

当社は、安定した配当を基本としたうえで株主の皆様に対する利益還元を拡大することが肝要であるとの結論に至り、当期の期末配当は1株当たり7円50銭の配当を行なうことを決議する予定であります。従いまして、既に2024年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり7円50銭と合わせ、年間配当金は1株当たり15円00銭になります。

また、今後の配当方針については、安定配当を原則とし、株主の皆様に対する利益還元をより拡大してまいります。具体的には、「連結配当性向30%または1株当たり15円のいずれか高いほう」といたします。この配当方針を踏まえ、次期の業績予想に鑑みたときの配当金は、中間配当金1株当たり7円50銭、期末配当金1株当たり7円50銭とし、年間配当金は1株当たり15円00銭とする予定であります。

なお、内部留保金については、店舗の出店・移転、霊園・墓所の確保など、事業の拡大や基盤強化のために効果的に投資してまいります。

当社は、「剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めております。

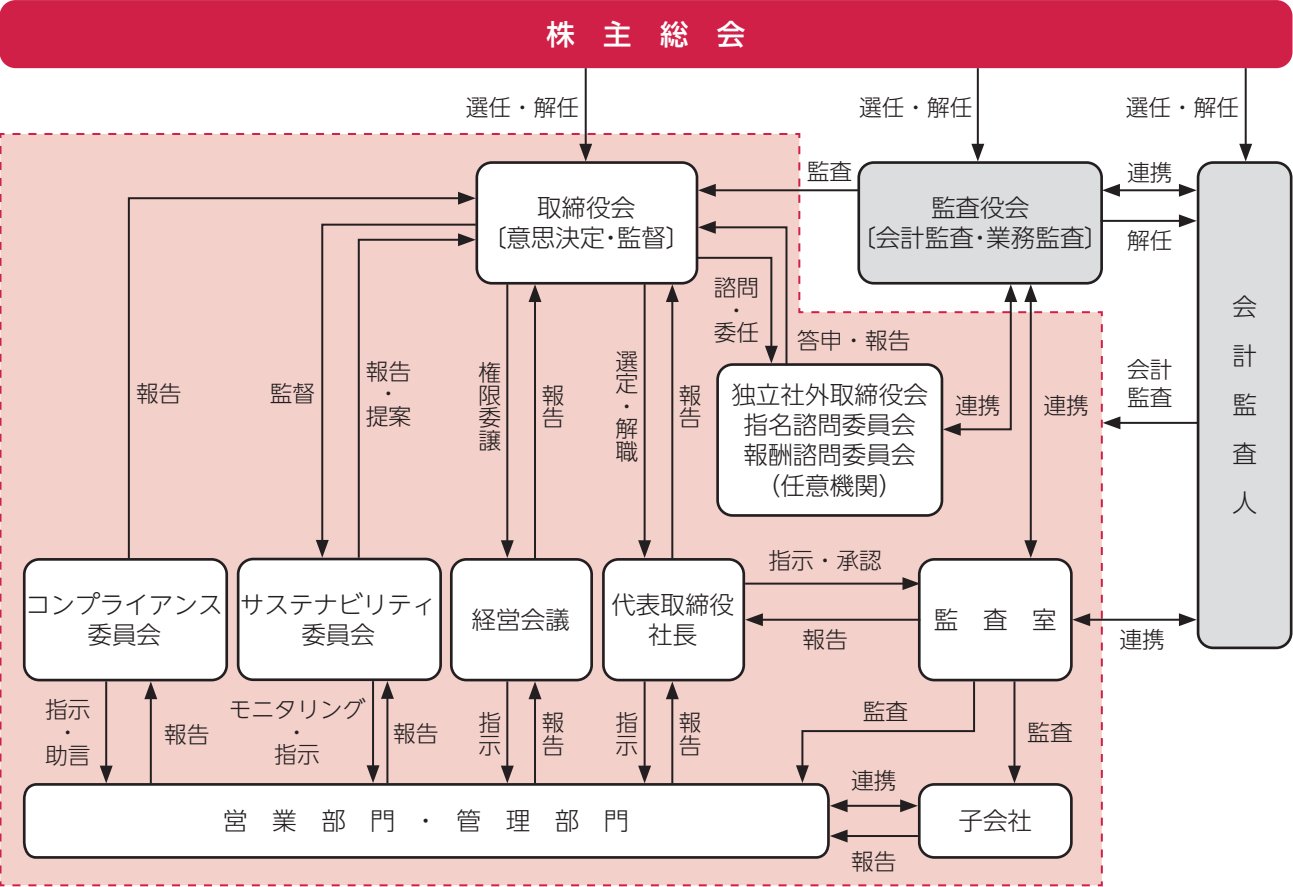
(本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。)

(ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客様をはじめとする様々なステークホルダーの方々の立場に配慮し、共に発展できる関係を構築していきつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「経営理念体系」を策定して企業倫理を明確にし、事業活動の最前線まで浸透を図ってまいります。また、迅速な経営判断のもと機動的な業務執行を行なうための経営管理機構を構築し、経営の健全性を担保するための経営監督機能を整備することで、経営の効率化と透明性の確保に努めてまいります。

さらに、株主の権利が確保されるよう適切な環境・体制の整備を行なうとともに、法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外にも、株主の判断に資する情報や、株主の利益に重要な影響を与える可能性のある情報について、積極的な開示に努めてまいります。

なお、第60期（2026年3月期）のコーポレート・ガバナンス体制図は、次のとおりであります。



(ご参考) 主要な会議体について (2025年3月31日現在)		
取締役会	構成	全ての取締役5名（うち2名は社外取締役）で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	業務執行の意思決定を行なうとともに、取締役の職務の執行の監督を行なっております。また、取締役会には全ての監査役が出席することとし、取締役の職務の執行を監査するとともに必要に応じて意見を述べております。
監査役会	構成	全ての監査役3名（うち2名は社外監査役）で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行ない、または決議することを目的としております。
経営会議	構成	取締役（社外取締役を除く）3名及び執行役員7名の合計10名で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	取締役会が承認した経営方針及び経営計画の業務執行を統括・牽引し、関連する事項の審議及び決定を行なうことを目的としております。また、監査役が必要に応じて出席し、意見を述べております。
サステナビリティ委員会	構成	取締役（社外取締役を除く）3名及び執行役員7名の合計10名で構成されております。
	開催頻度	原則として3ヵ月に1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）への取組みを推進するとともに、当社の持続的な企業価値の向上に貢献することを目的としております。また、監査役が必要に応じて出席し、意見を述べております。
独立社外取締役会	構成	全ての独立社外取締役2名で構成されております。
	開催頻度	あらかじめ定めた年度計画に基づき開催しております。
	目的	独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換及び認識共有をすることを目的としております。また、各監査役が必要に応じて出席し、独立社外取締役との情報交換及び意見交換等の連携を行なっております。
指名諮問委員会	構成	独立社外取締役2名及び代表取締役社長の合計3名で構成されております。
	開催頻度	適宜開催しております。
	目的	代表取締役、取締役、執行役員等の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的としております。取締役会の諮問に基づき取締役及び執行役員の選解任、最高経営責任者の後継者計画等について審議し、その結果を取締役会に答申しております。
報酬諮問委員会	構成	独立社外取締役2名及び代表取締役社長の合計3名で構成されております。
	開催頻度	適宜開催しております。
	目的	取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的としております。取締役会決議による委任に基づき取締役の個人別報酬等の内容を決定するほか、取締役会の諮問に応じて取締役の個人別報酬等の決定に関する方針等について審議し、その結果を取締役会に答申しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,546	流 動 負 債	4,095
現 金 及 び 預 金	1,457	買 掛 金	624
受 取 手 形	2	短 期 借 入 金	1,100
売 掛 金	1,069	リ ー ス 債 務	20
契 約 資 産	2	未 払 金	469
商 品	4,659	未 払 法 人 税 等	171
そ の 他	354	契 約 負 債	1,095
固 定 資 産	12,369	賞 与 引 当 金	330
有 形 固 定 資 産	2,533	資 産 除 去 債 務	2
建 物 及 び 構 築 物	537	そ の 他	282
造 作	364	固 定 負 債	3,278
土 地	1,327	長 期 借 入 金	2,485
リ ー ス 資 産	25	リ ー ス 債 務	13
建 設 仮 勘 定	1	繰 延 税 金 負 債	173
そ の 他	277	役 員 株 式 給 付 引 当 金	42
無 形 固 定 資 産	215	退 職 給 付 に 係 る 負 債	48
投 資 そ の 他 の 資 産	9,621	資 産 除 去 債 務	469
投 資 有 価 証 券	664	そ の 他	46
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,062	負 債 合 計	7,373
営 業 保 証 金	3,318	(純 資 産 の 部)	
販 売 保 証 金	3,361	株 主 資 本	12,211
差 入 保 証 金	1,393	資 本 金	4,037
そ の 他	168	資 本 剰 余 金	1,583
貸 倒 引 当 金	△347	利 益 剰 余 金	6,761
資 産 合 計	19,916	自 己 株 式	△171
		その他の包括利益累計額合計	331
		その他有価証券評価差額金	308
		退職給付に係る調整累計額	22
		純 資 産 合 計	12,542
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,916

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,228
売 上 原 価		7,765
売 上 総 利 益		13,463
販売費及び一般管理費		12,258
営 業 利 益		1,204
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	21	
持分法による投資利益	3	
受 取 補 償 金	57	
そ の 他	44	126
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34	
債 権 売 却 損	11	
固 定 資 産 除 却 損	9	
そ の 他	9	65
経 常 利 益		1,265
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	30	
負ののれん発生益	20	51
特 別 損 失		
減 損 損 失	27	27
税金等調整前当期純利益		1,288
法人税、住民税及び事業税	299	
法 人 税 等 調 整 額	83	383
当 期 純 利 益		905
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		905

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,500	流 動 負 債	3,882
現金及び預金	1,200	買掛金	563
受取手形	2	1年以内返済予定の長期借入金	1,100
売掛金	935	リース債務	18
契約資産	2	未払金	441
商品	4,069	未払費用	140
前渡金	1	未払法人税等	156
前払費用	178	未払消費税等	63
その他の金	109	契約負債	1,050
固 定 資 産	13,017	預り金	37
有 形 固 定 資 産	1,711	賞与引当金	308
建物	366	資産除去債務	2
構築物	364	固 定 負 債	3,140
機械及び装置	59	長期借入金	2,485
什器備品	2	リース債務	10
土地	274	繰延税金負債	137
リース資産	616	役員株式給付引当金	42
建設仮勘定	25	退職給付引当金	48
無 形 固 定 資 産	215	資産除去債務	408
商標	1	その他の金	9
ソフトウェア	182	負 債 合 計	7,023
電話加入権	30	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	11,090	株 主 資 本	12,186
投資有価証券	615	資 本 金	4,037
関係会社株式	594	資 本 剰 余 金	1,583
関係会社出資金	5	資 本 準 備 金	1,100
長期貸付金	11	その他資本剰余金	482
関係会社長期貸付金	300	利 益 剰 余 金	6,736
長期前払費用	78	その他利益剰余金	6,736
前払年金費用	1,030	繰越利益剰余金	6,736
投資不動産	821	自 己 株 式	△171
営業保証金	3,318	評価・換算差額等	308
販売保証金	3,361	その他有価証券評価差額金	308
差入保証金	1,228	純 資 産 合 計	12,494
その他の金	72	負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,518
貸倒引当金	△347		
資 産 合 計	19,518		

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,410
売 上 原 価		7,458
売 上 総 利 益		12,951
販売費及び一般管理費		11,744
営 業 利 益		1,206
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	21	
受 取 賃 貸 料	15	
受 取 補 償 金	57	
そ の 他	39	133
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34	
賃 貸 費 用	11	
債 権 売 却 損	11	
固 定 資 産 除 却 損	9	
そ の 他	9	76
経 常 利 益		1,264
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	30	30
特 別 損 失		
減 損 損 失	27	27
税 引 前 当 期 純 利 益		1,266
法人税、住民税及び事業税	284	
法 人 税 等 調 整 額	94	379
当 期 純 利 益		887

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社はせがわ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 下 平 雅 和
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社はせがわの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はせがわ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社はせがわ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 下 平 雅 和
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はせがわの2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、非常勤社外取締役とも会合を持ち、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し適宜質問し意見も述べ、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査し、代表取締役とも定期的に意見交換をいたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、財務報告の適正を確保するための内部統制を含め、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けるとともに、日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人の評価・選定に係る相当性を検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社 はせがわ 監査役会

常勤監査役	和田吉弘 印
社外監査役	中村里佳 印
社外監査役	西岡環 印

以 上



第59期定時株主総会 会場ご案内図

ホテルオークラ福岡 4階 平安の間

福岡市博多区下川端町3番2号 TEL. (092) 262-1111



交通のご案内

JR博多駅 からお越しの場合

- ▶地下鉄をご利用
「中洲川端駅」直結 …>所要時間約**5分**
 (川端口改札を出て6番出口)
- ▶タクシーをご利用 ……>所要時間約**10分**

福岡空港 からお越しの場合

- ▶地下鉄をご利用
「中洲川端駅」直結 …>所要時間約**10分**
 (川端口改札を出て6番出口)
- ▶タクシーをご利用 ……>所要時間約**20分**

西鉄福岡（天神）駅 からお越しの場合

- ▶徒歩 ……>所要時間約**15分**

